

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更

(道路維持課)

九<sup>ハ</sup>

### 公 示

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

指定自立支援医療機関の指定辞退

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

公共測量の実施

羽島都市計画道路の変更案の縦覧

(保健医療課)

(同)

(同)

(商業・金融課)

(同)

(用地課)

(都市政策課)

九

〇

〇

〇

一

一

二

## 告 示

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

## 公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十一号	飛騨市神岡町殿字坂口六 五番七地先から 同市同町同字同 六番六地先まで	前 二・八 後 四・九	前 三・七 後 五・六	六〇〇

二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
長森こどもクリニック	岐阜市前一色二丁目二〇一四	精神通院	平成三〇・一・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
スマイル北一色薬局	岐阜市北一色六丁目三番一四号	精神通院	平成三〇・一・一
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八二二	同	同
しょうなん調剤薬局 昭和ライン店	岐阜市昭和町二一九	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(訪問看護事業者等)主たる事務所の所在地の変更

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 更
訪問看護ステーション なごみ	揖斐郡大野町公郷七九	精神通院	平成三〇・三・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 退
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇七一一三	精神通院	平成三〇・三・三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同法第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年一月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十二月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

ケーズデンキ岐阜正木店

岐阜市正木北町八番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年八月二十二日

五 店舗面積

二、三八〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一五台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年一月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十二月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外十八者

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一号

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 外九者

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

三 作業期間

平成二十九年九月二十七日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

可児市

羽島都市計画道路の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成三十年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画道路

三・三・五号 桑原足近線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年一月九日から

同 年一月二十三日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成三十年一月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社